## ○補助事業の実施場所(工場や店舗等)を有していることが必須です。

- ※1 応募申請時点で建設中の場合や土地(場所)のみを確保して建設予定である場合は対象外となります。
- ※ 2 補助事業の実施場所が自社の所有地でない場合、交付申請までに、不動産登記事項証明書により所有権が移転 していることや賃貸借契約書等により使用権が明確であることが必要です。
- ※3 「補助事業の実施場所」とは、補助対象経費となる機械装置等を設置する場所、又は格納、保管等により主として管理を行う場所を指します。

## ○以下に該当しない事業であること。

(該当するとされた場合は不採択、採択決定の取消、又は交付決定の取消の措置を行います。)

- ① 本公募要領にそぐわない事業
- ② 事業の主たる課題の解決そのものを他社へ外注又は委託する事業(グローバル市場開拓枠において、海外子会社へ外注する場合を除く)
- ③ 試作品等の製造・開発の主たる部分を他社に委託し、企画だけを行う事業
- ④ 事業の実施にあたり、実質的に労働を伴わない事業、専ら資産運用的性格の強い事業(例:無人駐車場(コインパーキング等)運営にあたって単に機械装置の購入のみを行う事業等)
- ⑤ 購入した設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させるような事業
- ⑥ 公序良俗に反する事業
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条各項に 定める事業
- ⑧ 「補助対象経費」の各区分等に設定されている上限を超える補助金を計上する事業
- ⑨ その他申請要件を満たさない事業